昭和 56 年 3 月 31 日 条例第 15 号

(設置)

第1条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条 の規定に基づき 市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 相生市立図書館

位置 相生市那波南本町 11番 1号

(分室)

第3条 図書館活動を行うため必要があるときは分室を置くことができる。

(職員)

第4条 図書館に館長及び司書を置く。

2 前項に定める職員のほか必要な職員を置くことができる。

(図書館協議会)

第5条 図書館に相生市立図書館協議会(以下「協議会」という。) を置く。

- 2 協議会の委員の定数は 10 名以内とし、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(一部改正〔平成 24 年 3 月 27 日〕)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で 定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成 24 年 3 月 27 日) この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。